

顎関節症診療における 歯科衛生士の介入

藤田宏人 Hirohito Fujita

兵庫県・医療法人社団おつき会 大槻歯科医院

介入のポイント

歯科衛生士（DH）が診療に積極的に参加することで、診療内容を分担できるため効率化が図れ、患者のニーズにもきめ細かく答えることが可能となる。普段から患者と接する機会が多いDHは、患者とのコミュニケーションも容易に取れるであろうし、信頼関係が築かれていれば、より円滑な診療体制が構築できると思われる。

医療機関により方針、診療分野や患者層の違いなど環境が異なるため、DHが診療の現場でどの程度介入しているのかは一律ではないと思われる。実際に介入するにあたり、前提としてニーズがあるかも見極めが必要である。

顎関節症の診療

顎関節症は日常遭遇する頻度も高い反面、原因や症状などが多様で、すべて網羅するためには診療に多くの時間を要することも少なくない。歯科医師（Dr）のみであればできることも限界があるため、DHの介入を期待する声も少なくないと思われる。顎関節症について基礎的なものから知識を習得すれば、さまざまな場面で介入が可能となる。

診療の流れ

では、実際の診療にどの程度介入しているのか、自院を例に解説する。

まず、患者をチェアに導入する流れで症状を尋ねるなど、簡単な医療面接を行う。申し送り後、Drにより詳細な医療面接を行い、診査や検査を行う。診

A) 医療面接：

- (1) 専門的知識があるほどよりの確な聴取が可能になる
- (2) 内容を特化した問診票を併用するのによい

B) 治療に関する説明：

Drが策定した計画・方針に従いDHも部分的に介入可能

①生活習慣に関する指導

②開口訓練の指導

③アプライアンスの使用説明

※①および②は専門的知識が必要、③は専門的知識は必要であるが比較的容易

C) 開口量測定や触診など診査：専門知識が必要、かつ実地研修も必要

表1 歯科衛生士が介入可能な診療項目

断が決定すれば、治療や管理計画を策定する。すべて揃ったうえで、治療開始となる。

これら一連の流れは、診断がう触であれ歯周疾患であれ、大きく変わることはない。このように、自院ではDrが行うべきこと、DHも行うことを明確にしている。疾患は違っても医療面接の基本は同じであるし、診療の流れがシステムティックになっていれば、DHのみならず他のスタッフも役割の分担がしやすくなる。

介入の実際

患者の診療室への導入後、症状を聴取することは顎関節症に限ったことではなく、日常的にあるのではないだろうか。顎関節症についても患者からの声に耳を傾けることから始め、患者からの質問に答えられる環境をつくるのが先決だと思われる。詳細な医療面接は基本的なことであるが、多くの知識が必要となる。DHは口頭のみではなく、説明用冊

子を見せて加筆しながら説明を行う。説明内容の漏れや誤認を避けるため、手渡しが見えたいと思われる。

先ほども述べたように、基本的な知識があれば医療面接は実施することが可能であり、実技研修を行えば開口度測定や触診なども可能である。基本的な診査ができれば症状の管理記録をとることも可能となり、再評価につながる。一方で、アプライアンスの取り扱いの説明などは、比較的すぐにでも導入可能であると考えられる。より専門的な知識については、日本顎関節学会で開催される学術大会、各種講演会に参加し学んでいただきたい。

DHが介入可能な項目の詳細は表1にリストアップした。まずはできるところから始め、ステップアップしてみることをおすすめする。

顎関節症臨床医の会事務局

担当：島田淳

連絡先：rinshouinokai@gmail.com